令和８年１１月２日現在

令和８年度 警察職員向け奨学金返還支援事業 募集要項

１　警察職員向け奨学金返還支援事業について

警察職員向け奨学金返還支援事業（以下「本事業」という。）は、我が国の人口減少や少子高齢化の加速により、首都東京の治安維持･強靱化を支える警視庁職員採用環境の厳しさが増す中、将来にわたって優秀な人材を確保するために行うことを目的に、大学等在学時に貸与を受けた奨学金の返還支援を実施するものです。

２　返還支援までの主な流れ

	時　期		内　容	行為主体
1	第１回	令和８年５月 25 日～ 令和８年６月 30 日	返還支援の申請	本人⇒一般財団法人東京都人材支援事業団（以下「事業団」という。）
2		令和８年 10 月頃	返還支援の決定	事業団⇒本人
3	第２回	令和８年 11 月２日～ 令和８年 12 月 15 日	返還支援の申請	本人⇒事業団
4		令和９年２月頃	返還支援の決定	事業団⇒本人
5	採用２年目～11 年目 （毎年度１回）		代理返還	事業団⇒日本学生支援機構その他事業団が認める機関（以下「奨学金貸与団体」という。）

３　用語の定義

（１）大学等とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（大学院及び短期大学含む。）、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び専修学校並びに大学校（４年制大学に相当するものに限る。）のいずれかをいいます。

（２）申請者とは、本事業の支援を希望し、本事業の支援申請を行った者をいいます。

（３）代理返還とは、貸与奨学金を受けていた者に対し、企業又は地方公共団体が返還残額の一部又は全部を本人に代わり奨学金貸与団体に直接送金する制度をいいます。

（４）返還総額とは、申請者が本事業の支援申請を行った時点における奨学金の返還残額をいいます。当該奨学金が有利子の場合は、申請時における年利率に基づき事業団が算出した返還期間満了までの利子を元金に加えた額とします。

（５）個別返還総額とは、複数の奨学金の貸与を受けている場合において、申請者が本事業の支援申請を行った時点における個別の奨学金の返還残額をいいます。当該個別の奨学金が有利子の場合は、申請時における年利率に基づき事業団が算出した返還期間満了までの利子を元金に加えた額とします。

（６）返還支援額とは、事業団が代理返還により奨学金貸与団体に対して返還する額のことをいいます。

（７）支援対象者とは、本事業の支援申請を行い、事業団が支援決定をした者をいいます。

４　申請対象者

（１）下記のすべてに該当する方であれば、申請することができます。

ア　警視庁において、任期の定めのない常勤の一般職として採用された方

イ　大学等において、奨学金の貸与を受けていた方

ウ　大学等において貸与を受けた奨学金の返還期間の終了日が、令和９年４月以降である方

エ　令和７年度以降に実施された採用試験又は採用選考に合格し、かつ令和８年度以降に警視庁に採用された方。ただし、令和６年度以降に実施された採用試験又は採用選考に合格し、令和７年４月１日以降に土木、建築、機械又は電気の職種に採用された警察行政職員を含みます。

※令和８年４月の採用予定者のうち、前倒して採用された方は、令和８年４月１日を採用日とみなします。

※申請期間以降に採用された方（令和８年 12 月 16 日以降採用）は、次回の募集で支援申請を行うことができます。

（２）（１）のすべてに該当する場合でも、下記のいずれかに該当する方は、本事業の対象者から除きます。

ア　令和８年度以降に警視庁において任期の定めのない常勤の一般職として退職した方

イ　現に奨学金の返還を延滞している方

※申請時点で延滞が解消されている場合は、申請対象となります。

ウ　現に奨学金返還に係る他の支援を受けている方

※複数の奨学金を借りている場合において、その複数の奨学金のうち、他の財政的な支援を現在受けている奨学金については支援対象外となりますが、他の財政的な支援を受けていない奨学金については支援対象となります。

（例）Ａ・Ｂ・Ｃの３件の奨学金を借りており、Ａ・Ｂについて他の財政的な支援を受けている場合は、Ｃのみが支援対象となります。

エ　東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第２条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者である方

オ　その他事業団が不適切と認める事項に該当する方

（３）下記に掲げる事業において支援を受けていた者が退職し、退職後１日以上期間を空けず引き続いて任期の定めのない常勤の警視庁職員として採用され、（１）の要件を満たす場合（（２）イからオまでに該当する場合を除きます。）は、本事業の対象となります。支援額は、前職で支援決定された額のうち、未だ支援を受けていない額とします。

なお、前職退職時から任期の定めのない常勤の警視庁職員として採用されるまでに、期間が空いている場合には、本事業の対象となりません。

ア　東京都知事部局が実施する技術系職員及び消防職員、私立学校教員向け奨学金返還支援事業

イ　東京都教育委員会が実施する東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業

ウ　東京消防庁が実施する消防職員向け奨学金返還支援事業

エ　警視庁が実施する警察職員向け奨学金返還支援事業

5　対象奨学金

返還支援の対象となる奨学金は、下記のいずれかに該当するものとなります。

（１）独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」又は「第二種奨学金」

（２）（１）のほか、第三者による代理返還制度があり、公的機関等が実施する貸与型奨学金であれば対象になる場合があります。

対象になるかどうかは事業団が個別に判断します。

6　返還支援額

返還支援額は、返還総額の２分の１の額とし、一人 150 万円（返還総額 300 万円）を上限とします。

ただし、支援対象者が修士課程を修了し、かつ、奨学金の貸与期間が合計して４年を超える場合の返還支援額は、一人 225 万円（返還総額 450 万円）を上限とします。（修士課程を修了していても、貸与期間が合計４年を超えない場合は該当しません。）。

※100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて算出します。

※奨学金の利子については、申請時に提出する奨学金返還証明書に記載されている年利率が返還終期まで固定されるものとみなし、返還総額を算出します。

7　支援申請

（１）申請期間

第１回目：令和８年５月 25 日（月）　～　令和８年６月 30 日（火）

第２回目：令和８年 11 月２日（月）　～　令和８年 12 月 15 日（火）

※申請期間後の申請は受け付けられません。

※申請に必要な証明書類の入手には２週間程度かかる場合がありますので、時間に余裕をもって奨学金貸与団体に発行申請してください。

（２）申請方法

下記リンク先のフォームにて必要事項を記入し、申請してください。

提出書類の様式は、下記フォームにてダウンロードできます。

申請用フォームリンク： https://logoform.jp/f/i2Wmq

※申請にあたっては、LoGo フォームのアカウント登録が必要になります。

（３）提出書類

ア　奨学金の借入を証する書類（「奨学金返還証明書」等）

（借入を証する内容のほか、採用日以降の発行日、貸与団体名、学校名、返還残額、返還始期及び終期、返還回数、割賦金等についても記載のある書類）

イ　返還支援額を 225 万円（返還総額 450 万円）の上限にて申請する場合は、修士課程を修了したことを証明できるもの（「修了証明書」や「学位授与証明書」等）及び奨学金の貸与期間が合計して４年を超えることを証する書類（「奨学金貸与証明書」等）

ウ　その他事業団が必要と認める書類

※ア・イに関して、日本学生支援機構の奨学金について申請される場合は次頁も参照ください。

※場合により、支援決定後も事業団から書類の提出を求める場合があります。

≪日本学生支援機構の奨学金について申請する場合の注意事項≫

１．提出書類「奨学金の借入を証する書類」について

以下（１）・（２）の書類を提出してください。

日本学生支援機構のＨＰにログインすることで、各書類を発行することができます。

なお、申請から発行までに２週間程度かかる場合があるため、時間に余裕をもって申請してください。

（１）奨学金返還証明書（採用された日以降に発行されたもの）

支援回数や支援金額の算出に用います。

奨学金返還**額**証明書ではないので、ご注意ください。

（２）奨学金貸与証明書（225 万円の上限にて申請される場合のみ提出）

貸与期間が合計して４年を超えているか本書類にて確認します。

奨学金貸与証明書の代替として、貸与奨学金返還確認票を提出することも可能です。



奨学金返還証明書

見　本

奨学生番号　８１０－＊＊－＊＊＊＊＊＊
氏　　名　機構　太郎
学　　校　名　機構大学

（令和＊＊年＊＊月＊＊日現在）

貸与総額	＊，＊＊＊，＊＊＊円	返還総額	＊，＊＊＊，＊＊＊円
割賦方法	月賦	年利率	＊．＊＊＊＊＊＊％
割賦金	＊，＊＊＊円	最終回割賦	＊，＊＊＊円
返還回数	＊＊＊回	残回数	＊＊＊回
現在の残額	＊，＊＊＊，＊＊＊円		
元金	＊，＊＊＊，＊＊＊円		
利息	＊，＊＊＊円　（＊＊＊＊年＊＊月分まで）		
返還残期間	＊＊＊＊年＊＊月分　から　＊＊＊＊年＊＊月分　まで		
備考	利息には、未到来月分は含んでいない。		

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和＊＊年　＊＊月＊＊日

東京都中央区銀座６－１８－２
独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部長　育　英　一　郎　公印（印影印刷）

JASSO



奨学金貸与証明書

見　本

奨学生番号　６１１－＊＊－＊＊＊＊＊＊
氏　　名　奨学　太郎
学　校　名　機構大学

（令和＊＊年＊＊月＊＊日現在）

貸与期間	＊＊＊＊年＊＊月　から　＊＊＊＊年＊＊月　まで　（予定）
貸与月額	＊＊＊，＊＊＊円
貸与総額	＊，＊＊＊，＊＊＊円

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和＊＊年＊＊月＊＊日

東京都新宿区市谷本村町１０－７
独立行政法人　日本学生支援機構
奨学事業戦略部長　育　英　一　郎　公印（印影印刷）

JASSO

※所得連動方式を選択しており、採用以前に奨学金を返還したことがある場合等については、別途書類の提出を求める場合があります。

２．複数の奨学金を借りている場合の取扱い（第一種奨学金と第二種奨学金を併用の場合等）

（１）個別返還総額が 300 万円以上の奨学金が複数ある場合

個別返還総額が 300 万円以上の奨学金のうち、任意の一つを選んで申請してください。

複数の奨学金について申請することはできません。

（２）全ての奨学金の個別返還総額がそれぞれ 300 万円未満の場合

以下ア・イの合計額を支援額とします。

ア　個別返還総額が最も多い奨学金の返還総額の２分の１の額

イ　「150 万円からアを差し引いた額」と、

「個別返還総額が次に多い奨学金の個別返還総額の２分の１の額」を比べ、少ない方の額

※３件以上の奨学金があり、ア・イの総額が 150 万円に達しない場合は、150 万円に達するまで、「ア・イの合計額」に「イの考え方を準用して算出した額」を加えた金額を支援額とします。

※225 万円が上限の方は「300 万円」を「450 万円」に
「150 万円」を「225 万円」に読み替えてください。

※100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

8　支援決定及び返還支援額の確定

（1）事業団は、申請内容を審査し、支援が適当と認めるときは、支援決定及び返還支援額の確定を行い、原則として、申請期間の末日から半年以内に支援決定通知（様式第1号）により申請者に通知します。また、支援が不適当と認めるときは、その旨を申請者に通知します。

（2）事業団は、（1）の支援決定の通知に際し、必要な条件を付すことがあります。

（3）申請者は、支援決定された申請について取下げ等を行う場合は、支援決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書類（様式第2号）を事業団に提出してください。

9　申請内容の変更等

（1）支援決定の通知を受けた後、申請内容に変更があった場合は、速やかに変更承認申請を行い、事業団の承認を受ける必要があります。

（2）事業団は、（1）の申請について、返還支援期間及び返還支援額に係る変更を承認した場合は、その旨を支援対象者に変更承認通知書（様式第3号）により通知します。

10　支援決定の取消し

事業団は、支援対象者が下記の事項のいずれかに該当した場合は、支援決定の全部又は一部を取り消すことができます。取り消す場合は、支援決定取消通知書（様式第4号）により通知します。

（1）支援金の支払日の属する年度の4月1日の在職が確認できなかった場合

（2）地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒処分を受けた場合

（3）奨学金の返還を免除された場合

（4）本事業の支援範囲において、現に奨学金返還に係る他の支援を受けている場合

（5）支援金を受けるために虚偽の申告又はその他不正の行為を行った場合

（6）奨学金を全て返還し、奨学金貸与団体へ代理返還できない場合

11　返還支援期間及び返還支援方法

支援金は、令和9年度から、奨学金貸与団体に代理返還制度を利用して事業団が直接支払います。

奨学金貸与団体への支払は、原則、毎年度7月以降を予定しています。当該年度の代理返還が完了した際には、事業団から支援対象者に、毎年度その旨を通知します。

※日本学生支援機構の定額返還方式を選択している場合、代理返還は先掛返還（P8、例1・月別参照）での支払を予定

【支援回数】

（１）支援回数は、毎年度１回とし、上限を 10 回とします。

※「４　申請対象者」（３）に掲げる事業の支援を受けていた場合は、事業団が返還支援を終了する年度を個別に判断

（２）「申請時点の返還残期間の終了日が令和 19 年３月以前である場合」は、返還残期間の終了日が属する前年度までを支援対象期間とします。

ただし、「返還最終回が令和９年度の場合」は、令和９年度までを支援対象期間とします。

【毎年度支援額】

毎年度の支援額は、返還支援額を支援回数で除した額とします。（休業及び休職期間も支援対象）

※１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて算出

※端数処理により差額が生じる場合は、その差額を最終支援回の支援額に加算して調整

※「４　申請対象者」（３）に掲げる事業の支援を受けていた場合は、事業団が返還支援額を個別に判断

～日本学生支援機構の奨学金で、定額返還方式を選択している場合～

返還残期間の終了日が令和 19 年（西暦 2037 年）４月以降の場合

・毎年度支援額 ＝ 支援決定額÷10　　・支援回数 10 回

返還残期間の終了日が令和 19 年（西暦 2037 年）３月以前の場合

支援決定額を残りの奨学金返還期間に応じた数で除した額を毎年度の支援額とします。

返還残期間の終了日	毎年度支援額	支援回数
令和 18 年４月～令和 19 年３月	支援決定額÷９	９
令和 17 年４月～令和 18 年３月	支援決定額÷８	８
令和 16 年４月～令和 17 年３月	支援決定額÷７	７
令和 15 年４月～令和 16 年３月	支援決定額÷６	６
令和 14 年４月～令和 15 年３月	支援決定額÷５	５
令和 13 年４月～令和 14 年３月	支援決定額÷４	４
令和 12 年４月～令和 13 年３月	支援決定額÷３	３
令和 11 年４月～令和 12 年３月	支援決定額÷２	２
令和　９年４月～令和 11 年３月	支援決定額÷１	１

【注意事項】

（１）奨学金貸与団体の代理返還制度に基づき支援するため、奨学金貸与団体の制度や本人が選択した返還方法により、毎年度の支援額及び支援方法が、本要項とは異なる場合があります。

（２）支援対象者が日本学生支援機構の所得連動返還方式を選択し、上記の毎年度支援額及び支援方法等が適用できない場合、返還総額を踏まえ、事業目的に沿って支援対象期間を一定期間確保できるよう、毎年度支援額を決定します。

（３）支援決定後に本人が繰上返還を行った場合、代理返還が終了又は返還支援額が減額となる場合があります。

（４）奨学金貸与団体によっては、「返還期限猶予中」や「減額返還中」等の場合は、代理返還制度を利用することができない場合があります。本事業の趣旨を踏まえ、事業団が支払を行うまでに、支援対象者が手続を行い、上記の状態を解消しておいてください。

（５）奨学金の返還状況について、「奨学金の借入を証する書類」の提出にて毎年度４月末頃までに確認します。

（返還最終回が令和９年度上半期の場合は、別途期日を設定する場合があります。）

奨学金の返還を延滞している場合は、当該年度の返還支援は行いません。

（６）代理返還が行われる年度の４月１日時点の在職状況及び前年度の勤務実績の確認を、事業団から警視庁に毎年度４月末頃までに実施します。

※他団体に出向・派遣~~中~~（自治法派遣（地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく派遣)、研修派遣（地方公務員法第 39 条第 1 項の規定に基づく研修の一環として行われる派遣）等）中の方についても警視庁に確認します。

（７）４月１日より前に退職した場合又は在職が確認できないなど、「10　支援決定の取消し」に該当し、全部を取り消す場合は、当該年度以降の返還支援を行いません。また、一部を取り消す場合は、取り消した支援範囲について、当該年度以降の返還支援を行いません。

≪支援金額算定例≫※日本学生支援機構による定額返還方式に基づく

○奨学金貸与団体や本人の返還方法により、算定方法が変わる場合があります。

○日本学生支援機構の代理返還制度における返還方法は、以下の２種類があります。

①繰上返還：返還期日が到来していない割賦金を繰り上げて返還

②先掛返還：返還期日が到来していない割賦金を前もって入金

○日本学生支援機構の定額返還方式を選択している場合、代理返還は先掛返還での支払を予定

○返還支援期間中においても、原則、支援対象者本人の支払が毎年度発生（例１・月別参照）

○例１・例２の支援金額算定例は、支援上限額が 1,500,000 円の場合です。

（例１）＊貸与総額 3,240,000 円

＊申請時の返還総額 3,240,000 円で、返還残期間が 15 年（R8.10～R23.9）の場合

＊返還残額 3,240,000 円、毎年度の返還額 216,000 円、毎月の返還額 18,000 円の場合

返還支援額　：1,500,000 円（3,240,000 円 ÷ 2 ＝ 1,620,000 円）※上限 150 万円

毎年度支援額：　150,000 円（1,500,000 円 ÷ 10 ＝　150,000 円）

支援回数　　：　　10 回（毎年度、事業団から日本学生支援機構に１回支払）

＜各年度における返還＞

支援決定額	採用１年目・R8 年度	採用２年目・R9 年度	採用３年目・R10 年度	採用４年目・R11 年度	採用５年目・R12 年度	採用６年目・R13 年度	採用７年目・R14 年度	採用８年目・R15 年度	採用９年目・R16 年度	採用10年目・R17 年度	採用11年目・R18 年度
1,500,000	－	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

＜各年度における月別の内訳＞

	採用２～11年目												
	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	合計
毎月の返還額	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	216,000
事業団支援	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	6,000	0	0	0	150,000
※下段は累計	(18,000)	(36,000)	(54,000)	(72,000)	(90,000)	(108,000)	(126,000)	(144,000)	(150,000)	(150,000)	(150,000)	(150,000)	(150,000)
本人支払	0	0	0	0	0	0	0	0	12,000	18,000	18,000	18,000	66,000
※下段は累計	0	0	0	0	0	0	0	0	(12,000)	(30,000)	(48,000)	(66,000)	(66,000)

（例２）　＊貸与総額 3,240,000 円

＊申請時の返還総額 1,450,692 円で、返還残期間が令和 16 年 10 月までの場合

返還支援額　：725,300 円（1,450,692 円÷２＝725,346 円）※100 円未満の端数切捨て

毎年度支援額：103,614 円（　725,300 円÷７＝103,614 円）※　１円未満の端数切捨て

＜各年度における返還＞

支援決定額	採用１年目・R8 年度	採用２年目・R9 年度	採用３年目・R10 年度	採用４年目・R11 年度	採用５年目・R12 年度	採用６年目・R13 年度	採用７年目・R14 年度	採用８年目・R15 年度	採用９年目・R16 年度	採用10年目・R17 年度	採用11年目・R18 年度
725,300	－	103,614	103,614	103,614	103,614	103,614	103,614	103,616	－	－	－

※本人が繰上返還を行い、申請時から採用６年目の 10 月に完済した場合、採用７年目以降の支援は取り消します。

12　その他

（１）事業団は、「10　支援決定の取消し」により支援決定を取り消した場合において、その旨を本人に通知するものとし、当該取消しにかかる部分に関し、すでに支援金が支払われているときは、期限を定めて、支援対象者にその返還を命じるものとします。

　また、代理返還した結果として奨学金貸与団体への過払いが生じた場合、過払いが生じた分は支援対象者から事業団へ返還を命じることがあります。

　なお、納付した金額が返還を命じた金額に達しない場合は、返還を命じた金額に達するまで、次回以降の返還支援額は、その差額を差し引いた金額とします。

（２）事業団は、本事業の円滑な遂行を図るため、申請者に対し、必要な調査又は報告を求め、是正を要する事項があると認める場合は、必要な措置をとるよう求める場合があります。正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わない場合は、支援決定内容の全部又は一部を取り消すことがあります。

13　個人情報の取扱いについて

　事業団が保有する情報について、本事業実施の目的に限り、必要な範囲内で関係機関に提供する場合があります。

14　疑義の決定等

　本募集要項の各事項の解釈について、疑義を生じたとき、又はこの募集要項に定めのない事項については、事業団が定めるものとします。

15　問合せ先

一般財団法人東京都人材支援事業団 管理部経営企画課
〒163－8001 東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
メールアドレス：shogakukin@tokyo-jinzai.or.jp
お問い合わせフォームリンク　https://logoform.jp/f/ep3cZ

別記様式第１号（令和８年度募集要項８関係）

第　　号
令和　年　月　日

（申請者氏名）　　様

一般財団法人東京都人材支援事業団
理事長

警察職員向け奨学金返還支援事業支援決定通知書

令和　年　月　日付で申請のあった支援金について、令和８年度警察職員向け奨学金返還支援事業 募集要項（以下「募集要項」という。）８（１）により、下記のとおり決定したので通知します。
なお、申請内容に変更が生じた場合は、募集要項９（１）により、速やかに変更承認申請を行ってください。
本決定通知を受けた者は、募集要項 11【注意事項】（５）により、翌年度以降、毎年度奨学金の返還状況について、確認させていただきます。また、募集要項 11【注意事項】（６）により、支援が行われる年度の４月１日時点の在職状況及び前年度の勤務実績の確認を、警視庁に毎年度４月末頃までに実施します。

記

１　支援決定額　　金＿＿＿＿＿＿円
内訳　円　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
円　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
円　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）

２　支援対象期間
令和　年度～令和　年度　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
令和　年度～令和　年度　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
令和　年度～令和　年度　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）

３　毎年度支援額　　金＿＿＿＿＿＿円
内訳　円　（最終支援金　　円）　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
円　（最終支援金　　円）　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
円　（最終支援金　　円）　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）

４　支援条件
(1) 本決定通知を受けた支援対象者は、その申請について取下げ等を行う場合は、本決定通知を受領した日から 14 日以内に申請の取下げ等をすることができる。
(2) 支援金は、募集要項 11【注意事項】（６）による４月１日時点の在職状況を確認の上、奨学金貸与団体に対して、代理返還として支払う。
(3) 募集要項 10 及び 12（２）に定めるいずれかの要件に該当した場合には、支援決定の全部又は一部を取り消すことがある。
(4) 自身で奨学金の繰上返還を行った場合、代理返還による支援額が減額となる場合がある。
(5) その他、募集要項に定めるところによる。
(6) なお、本決定通知の毎年度の交付については、その支出根拠である当該年度の予算が前年度末までに理事会で議決された場合において有効とする。

（日本産業規格Ａ列４番）

別記様式第２号（令和８年度募集要項８関係）

取下げ等届出書

（警察職員向け奨学金返還支援事業）

令和　　年　　月　　日

一般財団法人東京都人材支援事業団理事長　殿

令和　　年　　月　　日付で交付申請をしました警察職員向け奨学金返還支援事業について、令和８年度警察職員向け奨学金返還支援事業 募集要項８（３）に基づき、下記のとおり申請の取下げ等を行います。

記

１　届出内容

２　届出理由

所属 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職員番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（日本産業規格Ａ列４番）

別記様式第３号（令和８年度募集要項９関係）

第　　号
令和　年　月　日

（申請者氏名）　　様

一般財団法人東京都人材支援事業団
理事長

警察職員向け奨学金返還支援事業変更承認通知書

令和　年　月　日付で変更承認申請のあったことについて、令和８年度警察職員向け奨学金返還支援事業 募集要項（以下「募集要項」という。）９（２）により、令和　年　月　日付　第　号の決定内容を下記のとおり変更することに決定したので通知します。

なお、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに募集要項９（１）により、変更承認申請を行ってください。

本通知を受けた者は、募集要項 11【注意事項】（５）により、翌年度以降、毎年度奨学金の返還状況について、確認させていただきます。また、募集要項 11【注意事項】（６）により、支援が行われる年度の４月１日時点の在職状況及び前年度の勤務実績の確認を、警視庁に毎年度４月末頃までに実施します。

記

１　支援決定額　　金＿＿＿＿＿＿円
　内訳　　円　　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
　　円　　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
　　円　　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）

２　支援対象期間
　令和　　年度～令和　　年度　　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
　令和　　年度～令和　　年度　　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
　令和　　年度～令和　　年度　　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）

３　毎年度支援額　　金＿＿＿＿＿＿円
　内訳　　円　（最終支援金　　円）　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
　　円　（最終支援金　　円）　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
　　円　（最終支援金　　円）　（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）

４　支援条件
(1) 本通知を受けた支援対象者は、その申請について取下げ等を行う場合は、本通知を受領した日から 14 日以内に申請の取下げ等をすることができる。
(2) 支援金は、募集要項 11【注意事項】（６）による４月１日時点の在職状況を確認の上、奨学金貸与団体に対して、代理返還として支払う。
(3) 募集要項 10 及び 12（２）に定めるいずれかの要件に該当した場合には、支援決定の全部又は一部を取り消すことがある。
(4) 自身で奨学金の繰上返還を行った場合、代理返還による支援額が減額となる場合がある。
(5) その他、募集要項に定めるところによる。
(6) なお、本通知の毎年度の交付については、その支出根拠である当該年度の予算が前年度末までに理事会で議決された場合において有効とする。

（日本産業規格Ａ列４番）

別記様式第４号（令和８年度募集要項 10 関係）

第　　号
令和　年　月　日

（申請者氏名）　　様

一般財団法人東京都人材支援事業団
理事長

警察職員向け奨学金返還支援事業支援決定取消通知書

令和８年度警察職員向け奨学金返還支援事業募集要項 10 及び 12（２）に定める取消事由に該当したため、下記のとおり通知します。

記

１　取消対象の支援決定額　　金＿＿＿＿＿＿円
内訳　　円（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
円（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
円（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）

２　取消対象の支援対象期間
令和　年度～令和　年度（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
令和　年度～令和　年度（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）
令和　年度～令和　年度（　（奨学金名称）／（奨学生番号）　）

３　取消事由

（日本産業規格Ａ列４番）